

日本防災士会ご入会のお願い

特定非営利活動法人
日本防災士会

日本防災士会は防災士の活動や地域の安全促進に寄与することを目的に創設され、今年で発足20年の節目を迎えます。頻発する激甚災害からの復興、多様化する自然災害へ対応するため、委員会の増設、研修強化、人材育成に日々邁進しております。

また、更なる発展を図る目的として会員数2万人を目標に掲げております。

より一層の社会貢献を目指し精進してまいりますので、ご協力を賜りますようお願いいたしますと幸甚です。

1. 登録方法	「法人賛助会員申込書」へ必要事項をご入力ください
2. 賛助年会費	法人・団体：一口50,000円
	個人：5,000円
3. 会費有効期間	入金日より翌年3月31日まで
4. 支払方法	お振込み
	<振込口座> ゆうちょ銀行 口座記号：00130-5 口座番号：639244 口座名義：特定非営利活動法人日本防災士会 トクヒ)ニホンボウサイシカイ ※お支払いを確認後、承認となります。 口座振替をご希望の場合はご相談ください
5. 特典	<ul style="list-style-type: none">・会報（年間3～4回程度発行）へ法人・団体名掲載・スキルアップ研修への参加（関係者様10名まで）・優先的講師派遣・HPへ法人・団体バナー掲載 （2025年4月よりリニューアル予定）・スキルアップ研修へ講師としてのご登壇（検討中）
6. 連絡先	本部事務局：03-3263-1678 メール：plaza@bousaisikai.jp

※口座振替でのお支払いも受付けております。ご希望の法人、団体様は上記メールへお問合せください。

特定非営利活動法人日本防災士会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本防災士会（以下、「本会」という）の会員が本会の運営および諸事業に対し有する権利および義務について定めたものである。

(性格)

第2条 会員は、本会の定款に定められた目的と事業内容をよく理解し、財政面で
の支えとなるとともに、安全で安心な社会の実現に寄与するものとする。

(会員の種類)

第3条 会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、正会員は防災士または防災士と同等以上の防災知識・技能・経験を有する実務経験者、学識経験者とする。

2 賛助会員については特定の知識・技能・経験は問わない。

(会費)

第4条 定款附則6に基づき、会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 賛助会員（個人） 5,000円
- (3) 賛助会員（法人・団体） 一口50,000円

2 会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年とする。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初までに納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

2 当該年度の会費を8月末日までに納入しなかった者は休会とする。

3 納入した会費は返還しない。

(役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は、総会への出席
- (2) 事業活動への参加および支援

2 会員は、本会が定める会員の倫理規定を遵守しなければならない。

(特典)

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料、情報等の優先的配布を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する行事、訓練等に優先的に参加することができる。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

2 この規程を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

(実施)

第9条 この規程は2019年9月1日より実施する。